

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例による新旧対照表

新	旧
<p>(第1条による公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正)</p> <p>(派遣することができない職員)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>地公法第22条に規定する条件付採用</u>になっている職員(市長が定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(第2条による岩倉市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)</p> <p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(第3条による岩倉市職員の分限に関する手続および効果に関する条例の一部改正)</p> <p>岩倉市職員の分限に関する手続<u>及び効果</u>に関する条例</p> <p>(休職の効果)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、<u>3年を超えない範囲内</u>において、休養を要する程度に応じ個々の場合について任命権者が定める。</p> <p>2・3 略</p> <p>4 <u>法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「3年を超えない範囲内」とあるのは、「法第22条の2第2項の規定に基づき任命権者が定める任期の範囲内」とする。</u></p> <p>(第4条による岩倉市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正)</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1月から6月までの範囲内において任命権者が定める期間、給料の合計額(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員については、報酬の額(地方公務員法第22条の2第</p>	<p>(派遣することができない職員)</p> <p>第3条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) <u>地公法第22条第1項に規定する条件附採用</u>になっている職員(市長が定める職員を除く。)</p> <p>(4)・(5) 略</p> <p>(任命権者の報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。))を除く。以下同じ。)に係る次に掲げる事項とする。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>岩倉市職員の分限に関する手続<u>および効果</u>に関する条例</p> <p>(休職の効果)</p> <p>第3条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、<u>3年をこえない範囲内</u>において、休養を要する程度に応じ個々の場合について任命権者が定める。</p> <p>2・3 略</p> <p>—</p> <p>(減給の効果)</p> <p>第3条 減給は、1月から6月までの範囲内において任命権者が定める期間、給料の合計額の<u>10分の1</u>以下において任命権者が定める額を減ずるものとする。</p>

新	旧
<p><u>1 項第 1 号の会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年岩倉市条例第 号）第 6 条に規定する地域手当に相当する報酬の額、同条例第 1 1 条に規定する時間外勤務に係る報酬の額、同条例第 1 2 条に規定する休日勤務に係る報酬の額、同条例第 1 3 条に規定する夜間勤務に係る報酬の額及び同条例第 1 5 条に規定する特殊勤務に係る報酬の額を除く。））の 1 0 分の 1 以下において任命権者が定める額を減ずるものとする。</u></p> <p>（第 5 条による岩倉市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）</p> <p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 <u>給与条例第 2 1 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に掲げる職員を除く。）のうち、基準日以前 6 月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</u></p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第 8 条 <u>育児休業をした職員（地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に掲げる職員を除く。）が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を 1 0 0 分の 1 0 0 以下の換算率により換算して得た期間（以下この項において「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして、市長の定めるところにより、その者の号給を調整することができる。</u></p> <p>（第 6 条による岩倉市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）</p> <p>（報酬）</p> <p>第 1 条 略</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、別表 3 6 の項から 8 3 の項までに規定する職員のうち、識見を有する者の報酬の額は、日額 2 0, 0 0 0 円とすることができる。</u></p> <p>—</p> <p><u>第 2 条・第 3 条 略</u></p>	<p>（育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第 7 条 略</p> <p>2 <u>給与条例第 2 1 条第 1 項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前 6 月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。</u></p> <p>（育児休業をした職員の職務復帰後における号給の調整）</p> <p>第 8 条 <u>育児休業をした職員が職務に復帰した場合において、他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を 1 0 0 分の 1 0 0 以下の換算率により換算して得た期間（以下この項において「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなして、市長の定めるところにより、その者の号給を調整することができる。</u></p> <p>（報酬）</p> <p>第 1 条 略</p> <p>2 <u>前項の規定にかかわらず、別表 3 9 の項から 8 6 の項までに規定する職員のうち、識見を有する者の報酬の額は、日額 2 0, 0 0 0 円とすることができる。</u></p> <p><u>（報酬の減額）</u></p> <p>第 2 条 <u>別表 8 8 の項から 1 1 0 の項までに規定する職員が市長が別に定める基準により割り振られた勤務時間に勤務しないときは、休日（岩倉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年岩倉市条例第 2 0 号）第 9 条に規定する休日をいう。）又は市長が別に定める基準による年次有給休暇若しくは特別休暇を与えられた場合を除き、その勤務しない時間につき、岩倉市職員の給与に関する条例（昭和 4 6 年岩倉市条例第 3 3 号。以下「給与条例」という。）第 2 3 条の規定を準用して算出した勤務 1 時間当たりの額を減額する。</u></p> <p><u>第 3 条・第 4 条 略</u></p>

新			旧		
(費用弁償) 第4条 略 2～3 略 —			(費用弁償) 第5条 略 2～3 略 4 別表88の項から110の項までに規定する職員には、費用弁償として通勤手当相当額を支給することができる。 5 前項の規定により支給する通勤手当相当額は、給与条例第15条に定める職員の通勤手当の額とする。 6 前項に規定する通勤手当相当額は、職員の通勤手当支給の例により支給する。		
第5条 略			第6条 略		
別表(第1条関係)			別表(第1条関係)		
区分	職名	報酬	区分	職名	報酬
1～8	略	略	1～8	略	略
—	—	—	9	区長	年額 126,700円
9	略	略	10	略	略
—	—	—	11	区長代理	年額 63,400円
10～13	略	略	12～15	略	略
—	—	—	16	環境委員	年額 28,600円
14～83	略	略	17～86	略	略
—	—	—	87	消費生活相談員	日額 7,000円
			88	国際交流員	月額 300,000円
			89	生活安全指導員	月額 198,300円
			90	市民相談員	月額 198,300円
			91	子育て支援員	月額 198,300円
			92	社会教育指導員	月額 198,300円
			93	社会体育指導員	月額 198,300円
			94	適応指導教室指導員	月額 183,400円
			95	スクールソーシャルワーカー	月額 183,400円
			96	公用車運転手	月額 166,400円
			97	保健センター栄養士	月額 166,400円
			98	多世代交流センター運営員	月額 166,400円
			99	障害者相談員	月額 166,400円
			100	家庭児童相談員	月額 166,400円
			101	母子・父子自立支援員	月額 166,400円
			102	保健センター助産師	月額 166,400円

新			旧		
			103	文化財指導員	月額 166,400円
			104	宿直員	月額 148,300円
			105	放置自転車等対策職員	月額 148,300円
			106	就労支援員	月額 148,300円
			107	住居確保支援員	月額 148,300円
			108	庁舎管理員	月額 123,600円
			109	市税等徴収員	月額 118,700円
			110	交通指導員	月額 98,900円
<p>(第7条による岩倉市職員の給与に関する条例の一部改正)</p> <p><u>(会計年度任用職員の給与)</u></p> <p>第25条 法第22条の2第1項により採用された職員の給与は、別に条例で定める。</p>			<p><u>(非常勤職員の給与)</u></p> <p>第25条 常勤を要しない職員（再任用短時間勤務職員を除く。）については、任命権者は、<u>常勤の職員の給与との権衡を考慮し、予算の範囲内で給与を支給するものとする。</u></p> <p>2 <u>前項の常勤を要しない職員には、他の条例に別段の定めがない限り、前項の給与のほか、他のいかなる給与も支給しない。</u></p>		